

検討の背景

- ・経済社会のグローバル化の進展、2020年からの新学習指導要領における小学校外国語教育の早期化・教科化、増大する外国人児童生徒への対応等を踏まえ、教師自らのグローバル化が必要
- ・文部科学省では、平成29年8月に「トビタテ！教師プロジェクト」を立ち上げ、在外教育施設を活用した教師の戦略的な人材育成を推進

教育職員免許法施行規則の一部を改正することにより、文部科学大臣が、小学校、中学校又は高等学校と同等の教育課程を有するものとして認定した在外教育施設(※)による教育実習を可能とする

- ⇒各都道府県教育委員会派遣教師や現地採用教師との接触により様々な教授法や教育情報、グローバルな視点を学ぶことが可能
- ⇒イメージ授業、日本語教育や日本式教育・日本文化発信、ICTの積極的活用など特色ある教育や指導法に触れることが可能
- ⇒在外教育施設には、海外での長期滞在や国際結婚家庭などの児童生徒が多く、国内の外国籍児童生徒対応に経験を活かすことが可能
- ⇒豊富な外国語活動や現地校との交流活動等により、グローバルな視点や考え方を身に付けることが可能

実施に当たっての方策

1. 指導・評価体制の確保

大学は、事前・事後の指導も含め、教育実習の全般にわたり、実習校と連携しながら、責任を持って指導に当たることとする。

①事前・事後指導

通常の教育実習の事前・事後指導で行われている取組に加えて、特に事前指導においては滞在先の国における生活、安全、文化等に関する基本的な知識を身に付けるとともに、海外の環境での教育実習に関する学生の意欲、適正、能力等を適切に確認するなど、在外教育施設における教育実習を行うために必要な指導の充実を図ること。

②実習中の大学による指導

学生の授業実践の観察や心身の状況の確認のため、訪問指導を行うことが望ましいが、訪問ができない場合でも、テレビ会議方式等により学生の状況の観察や学生との意見交換を行うこと。また、併せて、電話、メール等により必要な時に円滑に大学と学生との間でのコミュニケーションが行えるようにすること。

③学生の指導・評価に関する大学と実習校との間の連携体制

大学は、実習に先立ち、実習校との間で、実習期間中の活動内容、学生への指導及び評価の方法等について協議を行うこと。また、大学及び実習校の双方において、実習に責任を負う組織又は担当者を定め、円滑な連絡が行われるようにすること。

2. 大学と実習校との間での協定の締結

実習の実施に当たっては、あらかじめ大学と実習校との間で協定を締結し、責任体制を明確にしておくこととする。

協定で明らかにしておくべきと考えられる事項

- ・目的 ・教育実習の対象となる学生 ・教育実習の時期及び期間
- ・学生に対する指導・評価の方法 ・連携体制の構築
- ・経費 ・滞在先等 ・安全確保 ・教育実習の中止 ・協定期間

3. 文部科学省による支援・助言等について

在外教育施設での教育実習を行うに当たっては、大学は実習校との間で締結した協定の内容をあらかじめ文部科学省に報告するとともに、教育実習実施計画書を提出することとする。

文部科学省においては、大学と実習校とのマッチングの支援を行うほか、必要に応じて協定の締結及び教育実習の実施に関する助言等を行う。

(※)文部科学大臣が、小学校、中学校又は高等学校と同等の教育課程を有するものとして認定した在外教育施設について

「在外教育施設の認定等に関する規程(平成3年文部科学省告示第114号)」に基づき認定されている在外教育施設。この認定を受けるには、①教育課程が原則として学習指導要領に定めるものであること、②教諭は原則として普通免許状を有すること、③学級編成は小学校等の設置基準に準ずること、④施設・設備は学校教育法施行規則に準ずることなどの基準が定められている。

◎教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の改正のイメージ

※現時点で検討している案であり、今後変更がありうるものである
（傍線の部分は改正を検討している部分）

改 正 案		改 正 前 （平成二十九年改正後（未施行））
第二条（略）	第二条（略）	第二条（略）
第一欄	第一欄	第一欄
第二欄	第二欄	第二欄
第三欄	第三欄	第三欄
第四欄	第四欄	第四欄
第五欄	第五欄	第五欄
第六欄	第六欄	第六欄
(略)	(略)	(略)
<p>備考</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 教育実習は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。次条第一項の表備考第五号において同じ。）、小学校（義務教育学校の前期課程）、特別支援学校の小学部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。次条第一項の表備考第五号、第四条第一項の表備考第七号において同じ。及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の教育を中心とするものとする。</p> <p>七、八（略）</p>	<p>備考</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 教育実習は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。次条第一項の表備考第五号において同じ。）、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。次条第一項の表備考第五号、第四条第一項の表備考第七号において同じ。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の教育を中心とするものとする。</p> <p>七、八（略）</p>	

九 教育実習の単位は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部及び附則第二十二項第四号に規定する幼稚園に相当する旧令による学校を含む。）、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの及び同項第一号に規定する小学校に相当する旧令による学校を含む。）又は幼保連携型認定こども園において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、領域及び保育内容の指導法に関する科目（保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。以下「保育内容の指導法に関する科目」という。）又は教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目若しくは教育実践に関する科目（以下「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」という。）（教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。

九 教育実習の単位は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部及び附則第二十二項第四号に規定する幼稚園に相当する旧令による学校を含む。）、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び同項第一号に規定する小学校に相当する旧令による学校を含む。）又は幼保連携型認定こども園において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、領域及び保育内容の指導法に関する科目（保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。以下「保育内容の指導法に関する科目」という。）又は教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目若しくは教育実践に関する科目（以下「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」という。）（教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。

2 3 4 (略)

2 3 4 (略)

第三条 (略)

第三条 (略)

第一欄	最低修得単位数				
第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄	

第一欄	最低修得単位数				
第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄	

<p>備考 一～四 (略)</p> <p>五 教育実習は、小学校、幼稚園、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。次条第一項の表備考第七号及び第五条第一項の表備考第三号において同じ。）及び幼保連携型認定こども園の教育を中心とするものとする。</p> <p>六 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>2 3 4 (略)</p> <p>第四条 (略)</p> <table border="1" data-bbox="470 197 646 1088"> <tr> <td data-bbox="470 197 558 353">第一欄</td> <td colspan="5" data-bbox="558 197 646 1088" rowspan="6">最低修得単位数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 353 558 499">第二欄</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 499 558 645">第三欄</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 645 558 790">第四欄</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 790 558 936">第五欄</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 936 558 1088">第六欄</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	第一欄	最低修得単位数					第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄	<p>備考 一～六 (略)</p> <p>七 教育実習は、中学校、小学校及び高等学校（中等教育学校の</p>
		第一欄	最低修得単位数											
第二欄														
第三欄														
第四欄														
第五欄														
第六欄														
<p>備考 一～四 (略)</p> <p>五 教育実習は、小学校、幼稚園、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。次条第一項の表備考第七号及び第五条第一項の表備考第三号において同じ。）及び幼保連携型認定こども園の教育を中心とするものとする。</p> <p>六 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>2 3 4 (略)</p> <p>第四条 (略)</p> <table border="1" data-bbox="470 1142 646 2049"> <tr> <td data-bbox="470 1142 558 1299">第一欄</td> <td colspan="5" data-bbox="558 1142 646 2049" rowspan="6">最低修得単位数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1299 558 1444">第二欄</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1444 558 1590">第三欄</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1590 558 1736">第四欄</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1736 558 1881">第五欄</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1881 558 2049">第六欄</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	第一欄	最低修得単位数					第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄	<p>備考 一～六 (略)</p> <p>七 教育実習は、中学校、小学校及び高等学校（中等教育学校の</p>
		第一欄	最低修得単位数											
第二欄														
第三欄														
第四欄														
第五欄														
第六欄														

後期課程、特別支援学校の高等部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。次条第一項の表備考第三号の場合においても同じ。)の教育を中心とするものとする。

八 教育実習の単位は、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの及び附則第二十二項第二号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。)又は高等学校(中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの及び附則第二十二項第二号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。)において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、表に掲げる普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法に関する科目、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等(教育実習を除く。)の単位をもつて、これに替えることができる(次条第一項の表の場合においても同様とする。)

九 (略)

2 〵 4 (略)

第六十一条の五 (略)

一・二 (略)

後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。次条第一項の表備考第三号の場合においても同じ。)の教育を中心とするものとする。

八 教育実習の単位は、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部並びに附則第二十二項第二号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。)又は高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに同項第三号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。)において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、表に掲げる普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法に関する科目、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等(教育実習を除く。)の単位をもつて、これに替えることができる(次条第一項の表の場合においても同様とする。)

九 (略)

2 〵 4 (略)

第六十一条の五 (略)

一・二 (略)

三 海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設若しくは外国の教育施設又はこれらに準ずるものにおいて教育に従事していること。

四〇七 (略)

第六十七条 (略)

第一覧	(略)	第二欄	(略)	第三欄	(略)
(略)	海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの	(略)	授業を担当した課程に応じ、小学校、中学校又は高等学校	(略)	文部科学大臣

第七十条の二 免許法別表第三備考第八号及び第十号に規定する期間には、心身の故障による休職、引き続き九十日以上病気休暇（九十日未満の病気休暇で授与権者がやむを得ないと認めるものを含む）、産前及び産後の休業並びに育児休業の期間、指導主事又は社会教育主事の職に従事した期間並びに海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設並びに外国の教育施設又はこれに準ずるものにおいて教育に従事した期間は通算しない。

三 海外に在留する邦人のための在外教育施設若しくは外国の教育施設又はこれらに準ずるものにおいて教育に従事していること。

四〇七 (略)

第六十七条 (略)

第一覧	(略)	第二欄	(略)	第三欄	(略)
(略)	海外に在留する邦人のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの	(略)	授業を担当した課程に応じ、小学校、中学校又は高等学校	(略)	文部科学大臣

第七十条の二 免許法別表第三備考第八号及び第十号に規定する期間には、心身の故障による休職、引き続き九十日以上病気休暇（九十日未満の病気休暇で授与権者がやむを得ないと認めるものを含む）、産前及び産後の休業並びに育児休業の期間、指導主事又は社会教育主事の職に従事した期間並びに海外に在留する邦人のための在外教育施設並びに外国の教育施設又はこれに準ずるものにおいて教育に従事した期間は通算しない。

